

日本赤十字豊田看護大学 看護学部特待生規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字豊田看護大学（以下、「本学」という。）の学生に対し、特待生として授業料を免除することにより、勉学を奨励するとともに学習意欲の高揚を図ること及び優秀な学生の確保を図ることを目的とする。

(特待生の定義)

第2条 特待生とは、以下の各号のいずれかに該当し、第3条に規定する選定条件を充たす、それぞれ5名以内の学部生をいう。

- (1) 一般入学試験の成績上位者であり、入学年度の年間授業料の全額が免除される者（以下、「A特待生」という。）
- (2) 入学後の前年度学業成績が上位であり、年間授業料の後期納付額を免除される者（以下、「B特待生」という。）

(選定条件)

第3条 前条各号に定める特待生は、以下の各号に基づき選定するものとする。

- (1) A特待生は、一般入学試験の成績が上位20位までの者のうち、特待生となって入学する意思があり、成績が上位である者5名を選定する。成績順位が同位の場合は、英語の点数が高い者を上位とする。
- (2) B特待生は、入学後の学業成績において、前年度に履修した必修及び選択科目の全てが再履修することなく評価「B」以上であって、必修科目の評点合計が上位10位までの者のうち、面接を実施の上、総合評価が上位である者5名を選定する。成績順位が同位の場合は、修得単位数の多い者を上位とする。
選考にあたっては、連続してB特待生となることは妨げない。

(A特待生の選考、決定及び通知)

第4条 A特待生候補者の推薦は入試・広報委員会が担当し、一般入学試験の合格者発表後速やかに行い、上位者5名にA特待生決定通知（様式1）、A特待生承諾書（様式2）及びA特待生誓約書（様式3）を送付する。

(B特待生の選考、決定及び通知)

第5条 B特待生候補者の推薦は学生委員会が担当し、毎年5月に候補者に対し、B特待生候補者決定通知（様式4）を送付する。

- 2 B特待生候補者の選考にあつては、学長、学部長及び学務部長が個人面接を実施し、総合評価を行う。

- 3 B特待生の選考について、教授会の議を経て学長が決定し、成績上位5名にB特待生決定通知（様式5）及びB特待生誓約書（様式6）を送付する。

（奨学金制度の併用禁止）

第6条 第2条第1号に規定するA特待生は、入学後1年間の資格期間中は赤十字医療施設等の就職を条件とした奨学金制度を同時に利用することはできない。

- 2 日本赤十字社愛知県支部特別奨学金貸与規程に定めるB特別奨学生及びC特別奨学生は、第2条第2号に定めるB特待生の対象となることはできない。

（特待生の辞退）

第7条 特待生となった学生は、その期間の途中であっても、特待生を辞退することができる（様式7）。その場合は、特待生の資格を喪失し、それによって当該年度に免除された授業料を第9条に基づき納付しなければならない。

（特待生の資格喪失）

第8条 特待生の資格期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合、学生委員会において資格喪失の確認を行い、教授会の議を経て、学長は資格の喪失を決定し、（様式8）にて資格喪失を通知する。

- （1）休学（留学による場合を除く）、転学、退学又は除籍となったとき
- （2）学則に基づく懲戒処分を受けたとき
- （3）A特待生であって、前期履修科目のうち必修科目に不合格があったとき

（授業料の納付）

第9条 特待生は、第7条及び第8条第1項第1号及び第2号の規定により資格を喪失したときは、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- （1）A特待生が前期において、資格を喪失したときは、その決定後1ヶ月以内に前期授業料を納付しなければならない。
 - （2）B特待生が前期において、資格を喪失したときは、その決定後当該年度後期授業料を納期までに納付しなければならない。
 - （3）A特待生及びB特待生が各年度後期において、資格を喪失したときは、その決定後1ヶ月以内に後期授業料を納付しなければならない。
- 2 A特待生が第8条第1項第3号により資格を喪失したときは、後期授業料を納期までに納付しなければならない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、学長が経営会議の議を経て行うものとする。

(所管)

第10条 この規程の運用に必要な事務は、事務局学務課が担当する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、特待生に関して必要となる事項は学長がその都度経営会議の議を経て定める。

附則

この規程は平成30年1月1日から施行し、平成30年度以降の入学生から適用する。